

宇城市熱中症対策指定暑熱避難施設募集要項

1. 目的

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために暑さをしのぐ場所として宇城市が指定する民間施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定めるものである。

2. 指定基準

次の事項を運用できること。

- (1) 気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するように適切に維持管理できること。
- (2) クーリングシェルターの開放場所や飲料水の購入場所について避難者から問い合わせがあった場合には案内すること。
- (3) 開放場所において避難者が持参した飲料水の利用を許可すること。

3. 運用期間

原則として毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までのうち各クーリングシェルターにおける通常の営業日及び営業時間とする。初年度については、協定締結の日を運用開始日とする。

※この期間外であっても高温の日には開放を要望する場合がある。

4. 応募資格

宇城市内に所在する民間施設で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 2の指定基準を満たすこと。
- (2) 市と「宇城市指定暑熱避難施設の運用に係る協定書」を締結し、その内容を履行できること。

5. 応募期間

応募は随時受け付ける。

6. 応募方法

「宇城市熱中症対策指定暑熱避難施設申込票」を宇城市衛生環境課にメール又は郵送で提出する。

7. 応募先

宇城市保健衛生部衛生環境課 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL：0964-32-1598（直通） FAX：0964-27-4228

E-mail：eiseikankyoka@city.uki.lg.jp

8. その他

(1) クーリングシェルターの公表

気候変動適応法第21条第4項の規定により市町村がクーリングシェルターを指定したときは、クーリングシェルターの名称等を公表することとされているため、市公式ウェブサイト等において公表する。

(2) 指定基準の適否

暴力、売春などの行為を肯定するなど公序良俗に反するおそれがある等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターに指定されない場合がある。

また、応募のあった施設に対し、指定基準の適否について実地確認する場合がある。